

第7回議会改革諮問会議（概要）

日時：平成22年12月16日（木）15：30～17：40

場所：三重県議会議事堂 6階 601特別委員会室

1 議長あいさつ

（三谷議長）

今日はお忙しい中、諮問会議にご出席を賜りありがとうございます。

名古屋では、市議会解散のリコールが成立をいたしまして、これから議会を取り巻く環境、情勢は大変厳しいものになってくると予想をしています。

そういう中で、三重県議会の改革が一定評価をされ、先だっの「マニフェスト大賞」では、最優秀議会改革賞を受賞しましたし、日経新聞がこの10月に発表いたしました議会改革のランキング調査では、総合1位という大変高い評価もいただいています。

しかしながら、改革というのはエンドレスでございまして、これからはしっかりと三重県議会は改革の歩みを進めていきたいと思っているところです。

いよいよ諮問会議も最終答申に向けて、骨子案の段階まで来たとお伺いしていますし、また既にご提言いただいた出前講座の一般化等々も議会としても進めているところです。

今日も限られた時間ではございますが、最後の仕上げに向けてご議論いただければ非常にありがたいと思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

2 審議

（江藤会長）

今回は、第一次答申以降、3回目の会議になりますが、前回（9月）からの間に、出前県議会を2度行っていますし、日経新聞の調査やマニフェスト大賞でも三重県議会は高い評価を受けられています。

ただ、三重県議会の改革は、都道府県レベルでは断トツの1位なんでしょうけれども、これが県民の方々からはよく分からないというところが、問題だと思っています。

私たちの会議では、さらなる改革を提案していきたいと思いますが、同時にそれが住民の福祉にどうつながっていくかについても、今後の課題として検証の必要を感じています。

（1）「みえ出前県議会」の試行結果について

それでは、前回（9月17日）の会議以降、出前県議会を2回試行していただいています。

すので、この開催結果について事務局から説明をお願いします。

(事務局)

- 資料2に基づき、事業の実施概要を説明 -

(江藤会長)

それでは、参加された議員の方からご意見を伺いたいのですが、よろしいでしょうか。

(副議長)

両方とも参加させていただきましたが、「女性出前議会」については公募をしても応募してくれる人が少なく、なかなか広範、各階層から出てもらうというのは非常に難しく、特定の層に偏ってしまうことがあります。

NPOとは中身の濃い話でしたが、「女性出前議会」の方は少し時間が足りず、焦点が絞れなかったので、今後はもう少しやり方を変えていったらいいのではないかと。例えば、請願の一つの問題点に絞って、皆様のご意見を聞くというような、ある程度具体的中身に絞っていったらいいのではないかと思います。NPOの方は、ある程度厳選された方々でしたので、それなりの意見はいただきました。

今後、各地域に行って開催していくことも考えていかないといけないと思っています。

(真弓議員)

私はNPOの方に参加しましたが、2時間で県議会の在り方やNPOのことについて、結構フランクに突っ込んだやり取りがありました。

相川委員の素晴らしいコーディネートもあったので、雰囲気柔らかくいったと思います。あまり大規模なものじゃなくて、こじんまりとした感じでやるのもいいかと思っています。

(杉本議員)

議会への女性参画について、広聴広報という形で参加者を公募し、出前講座をしたという事は、非常に意味があり評価できると感じました。

(江藤会長)

ちょっと確認をしたいんですが、広聴広報会議では、出前県議会での議論を議会での政策議論プロセスの中への位置付けることや、議論をフィードバックしていくことについて、どういう議論をしているのでしょうか。

(副議長)

議論はしていませんけど、やっぱりこれは反映していかなければいけないと思います。

(江藤会長)

分かりました。では、相川委員、お願いします。

(相川委員)

- 資料2に基づき、検証結果を説明 -

(江藤会長)

「戦略的広聴広報」というのは、戦略的に議会で位置付けをして広聴広報にあたるという内容を議論しているのだと思いますが、三重県議会の「新しい政策サイクル」の中に位置付けるところまで広げて構わないわけですね。

(相川委員)

勿論です。総合計画をこれから議論していくには、必ず事前あるいは途中の段階で広聴が必要となりますので、政策サイクルに合わせて「戦略的」という言葉を使いました。

(江藤会長)

それでは、「みえ出前県議会」の試行とも関連し、事務局の方で全国都道府県議会における県民との意見交換会の取組事例を調査していますので、参考までに説明をお願いします。

(事務局)

- 資料3に基づき説明 -

(江藤会長)

ありがとうございました。これについて何かご意見はありますか。

駒林委員は先月の全国都道府県議会議長会の議員研究交流大会で、このテーマのコーディネーターをやられていましたが。

(駒林委員)

テーマの設定や運営方法については、いろいろ難しいとおっしゃっておられますし、フィードバックも不十分ですので、まだ試行錯誤的にやられているという感じがしています。例えば、岩手県議会は長野県議会のように動員をかけず、純粹に県民の方と実施していますが、参加者がかなり限られています。ただ、テーマを絞ってやる方法も今後考えていきたいということをおっしゃっていました。

(江藤会長)

廣瀬委員は、岩手県議会の調査を一緒にやられたということですが。

(廣瀬委員)

岩手は、県では一番広くて、そこを4圏域に分けて各圏域で2箇所、4年間ですべての市町村を回れるように考えているそうです。一つひとつの会場では、あまり参加人数は多くないのですが、参加された方は全員発言できることもあり評価は比較的高い状況です。

基礎自治体の議会で、報告会や意見交換会のような活動を始められているところでは、特定のテーマを定めず誰が来てもいい場を設定するものと、特定のテーマを定めて、関係者と意見交換をして議論を掘り下げるやり方の、二つを並行してやる以外にはないのではないかということです。

一般的なタイプの会の持ち方は、関心の広がり方や参加の度合いで言うと、ある程度限界があるということを前提としながら、そういうチャンネルはあくまで開いておく必要があるという評価を、会津若松市議会などでは伺うようになってきました。

そう考えますと、「出前県議会」を、比較的広いテーマでやるか、狭いテーマで掘り下げた議論をするかについては、正にその二つをどう戦略的に組み合わせるのかという構想力が問われていると感じたところです。

(江藤会長)

この議論をする時に大事な点をお二人が言ってくださいました。特定のテーマに限定するのか、全体的なテーマをなしでするのか、その関連づけが課題になりそうですね。

それと動員については、特定テーマに関係した人たちが集まっているという意味では、テーマの議論につながっていくと思います。

それから、通常、基礎自治体の場合は、議会が主体となって行っていますが、議会と住民との間に外部のコーディネーターが入ることについては、検討すべき課題かと思いました。

(2) 議会活動、会派活動、議員活動の役割と関係の整理について

(江藤会長)

この審議事項に関連して、いくつかの調査を行っていますので、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

- 資料4、資料5に基づき説明 -

(江藤会長)

昨年度の議員ヒアリングでは、議会活動が忙しくて「議員活動に制約が生じている」という意見が結構多かったんですが、今回このアンケートを取りましたら、議会活動に占める割合が突出しているわけではなくて、議員の約3分の2は三つの活動のバランスについて「ちょうど良い」と回答しているんですね。

それから会派活動ヒアリングにつきましては、会派拘束の議論からすると、最初にかかっていることはなくて、かなり自由に議論し、会議での意見を会派へ持ち帰りながら議論を調整して、最終段階で会派意見の一致を見ているということです。

(3) 「会期等の見直し」によるバランスの取れた議会活動の在り方について

(江藤会長)

定例会を年2回にしたことにより、どのような効果や課題があったのか、外部から改めて検証を行ったということですので、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

- 資料6に基づき説明 -

(江藤会長)

これを担当していただいた廣瀬委員から補足の説明をお願いします。

(廣瀬委員)

まず実態として「忙しくなった」と言われているのは、基本的に常任委員会が一番大きく、それを進めていく上での調整の場である議会運営委員会、それから検討会等を開く数が平成20年が非常に多くて、それに費やされる時間を押し上げているということです。

他方で、全体のバランスについては、今年の調査結果では、比較的肯定的に議員の皆さんも捉えられているということを踏まえた上で、会期ということ的前提とせず、1年間で必要な議会活動を組み立てていって、いろいろな活動のバランスであるとか、執行機関職員への負荷の過剰にならないように配慮すること、県民の皆さんや各団体等との意見交換等のバランスを総合的に勘案しながら、ゼロベースで検討していくべきであると考えています。

(江藤会長)

今の説明の関連で言うと、全体の会議日数が増加したのは、2会期制を採っていることと直接は関係ないということですね。

(廣瀬委員)

常任委員会の開催方法については、2会期制になったことを通して日数の余裕が出たことから採用されたという点では係わってはいません。

(江藤会長)

なるほど、そうですね。

今後、通年制とか4年間の通任制とかいう文脈で考えてみると、委員会についても2年ぐらいという議論と連動していますね。

(廣瀬委員)

さらに、総合計画の議決事件化については、1任期中に1回しかない議案だけれども、県政全体の構成に係る非常に大きな議案ですので、こういうものをどれぐらいの時期にどれぐらいの審議時間をかけて調査検討をしていくのかということについては、1年単位で見ているだけでは見えないところがあると思います。つまり4年の任期のうち、会議等がどの年に多くてどの年に少ないということは、必然なのかも知れません。

(江藤会長)

資料6の11ページに地方行財政検討会議の議論というのがありますが、議長の裁量権の問題とか、一事不再議の議論については、私たちも詰めないといけませんね。これについて何かありますか。

(廣瀬委員)

例えば、グレーター・ロンドン議会では、クエスチョンタイムは少なくとも年4回確保するとか、一定の会議の開き方のルールは法(条例)で定めて、個々の会議の開き方、組み立てについては、ある程度、議長の裁量権によって動かしていきます。その当たりをどこまでを制度にし、どこを裁量で運用するのかを検討する必要があると思います。

(江藤会長)

まだ議論されていない課題がありますね。

(4) 最終答申(骨子案)について

(江藤会長)

分野ごとに各委員で担当していますので、それぞれで報告をしていただければと思います。最初に「1 市町議会との交流・連携」について、廣瀬委員から説明をお願いします。

(廣瀬委員)

「市町議会との交流・連携」については試行的に取り組んだわけですがけれども、こういう会を設けることに対しては肯定的な評価があり、また継続を求める声が市町議会の側に

も強くありますので、基本的には継続していくべきであるということです。しかし、こういう方法が一番良いという方法を見出せた段階にはなく、どういう議論をどんな形で話し合っていくのが一番効果的なのかについては、相互に学習して経験を重ねていくしかない部分もありますので、ぜひ続けていただきたいということです。

- 以下、資料7の5～7ページに基づき説明 -

(江藤会長)

ありがとうございました。

次に「[2 政策広聴広報の取り組み](#)」について、相川委員からお願いします。

(相川委員)

- 資料7の7～11ページに基づき説明 -

(江藤会長)

ありがとうございました。

広聴広報は行政もやっていますが、その違いはどのようなふうに書いていますか。

(相川委員)

行政との違いまでは書いていませんが、いろんな考えをする議員さんと対話ができるのが、議会の強みかと思います。行政の方がやると、聞きっぱなしになることが多くなりますから。

(江藤会長)

最終答申では、この広聴広報がかなり重要なテーマになりますが、いかがでしょうか。

(相川委員)

もう1点。何もテーマを決めないで広く募集することは、基礎自治体では確かに有効な手段ですし、広域自治体でもやれば良いんですけども、多くの議員さんが出かけて行って、参加者が10人程度では、やはり費用対効果が課題となります。

そこで、テーマを絞り、一般県民や当事者の方と同時にNPOやシンクタンクなど外部

の方を入れて、討論する場が必要かと思います。それによって、少ないスタッフを補完するような広聴広報を書きこんでいきたいと思います。

(江藤会長)

政策提言型で議会とNPO等との交流の場を持っていくというのは、会期の見直しの議論ともかなり関連づくのではないのでしょうか。それは、フィードバックしていくという議論の中で、会期の1年間あるいは2年間をどういうふうに使っていくかということとも重なってきます。

(廣瀬委員)

恐らく、個別に新しい政策を立ち上げる場面もあり得るとは思いますが、確実に4年に1度回ってくる総合計画について言うと、県民各層の意見をうまく吸い上げながら、議会としてしっかり検討して結論を出していくことが求められますから、その場の組み立て方が大事ですし、市民参加のコーディネーションをNPOと協働してやる、あるいはNPOの支援を受けてやるような面も必要になってくるのではないかと思います。

(江藤会長)

それでは続きまして、「3 広域自治体議会の役割」についてです。これは私が担当となっているんですが、若干、修正も含めてお話をさせていただきたいと思います。

一つは、「(1)県と市町との役割分担」についてですが、ちょっと付け加えておかないといけないのは、広域自治体の役割を踏まえた上での広域自治体議会の役割とは何かということ、さらに詰めなければいけない論点です。

それはどういうことかと言うと、県議会は住民の代表機関であるということと同時に、広域自治体の議会でもあるという、二つの特徴を持っているということです。

住民代表機関からすると、広聴広報を重視しながらも、広域的な課題を追求する広域自治体の議会ということであれば、やはり市町村議会あるいは首長との連携も視野に入れておく必要があるということをつけ加えて書かせていただこうと思っています。

それから、「(2)二元代表制の在り方」については、「分離型モデル『純粋な分離型』の試行的取り組み」とありますが、分離型モデルは考慮されるべきなんですが、不信任議決の権限とか首長と議会との関係など、検討が必要な事項がかなり多く、まだ検証していま

せんので、これについては「促進する」という立場に立っているわけではありません。したがって、タイトルも取らせていただきながら、現行の二元代表制の課題を追求するというトーンで書かせていただきたいと思います。

それから、「(3) 議員の身分・報酬」については、地方行財政検討会議では、当初、第一分科会で「公選職」が明確に検討事項に入っていたんですが、全体会のところでは名称が落ちています。まだまだ国サイドで議論するには正直言って弱いということですので、それぞれの議会ですっかりと議論すると同時に、報酬等についても議論することを強調していきたいと思います。

あと1点、事務局の役割が落ちていますが、これはどこ入れることになっていますか。

(事務局)

既に、第一次答申でふれられています。

(江藤会長)

確かに第一次答申には書いていますが、大事なものについては最終答申にもう一度入れるかどうか検討させていただきます。

それでは「(4)会期のさらなる見直し」について、いろんな議論がそこに行き着いていますので、廣瀬委員、お願いします。

(廣瀬委員)

- 資料7の14~19ページに基づき説明 -

・・・以下は<議案上程から審議・議決までの様々なパターン>の補足説明・・・

これまで、通常の議案は会期の中の定例会に提出され、概ねその会期の中で結論を出していくことが基本になっていましたが、これが通年の会期になることを前提としますと、審議期間のサイクルについてはパターンがいくつかあるのではないかと。

例えば、総合計画の基本計画あるいは戦略計画という大きな議案になりますと、策定方針が固まる段階から報告を受け、それについて議論をし、ある程度素案が固まってきた段階でまた議論をして、具体化していくまでに概ね1年間を経ながら仕上がっていきます。このように、県政の基本計画等の場合については、形成過程から議会も検討をして意見を述べ、審議をして結論を出して行くという組み立て方が必要な議案があります。

これであれば、中間段階において県民の意見を吸い上げるための機会を持ったり、市町議会との交流や出前県議会という形を通して、専門的な能力を持った大学やNPO等にコーディネートしてもらいながら、市民参加型の広聴活動をするといったことも組み入れられると思います。

それから、毎年のもんとしては、当初予算を編成していくプロセスと議会との係わり、それから比較的短期間に最終的な結論を出していくような従来型のものがあり、これら三ぐらいのパターンが4年の任期の間にどのタイミングで出てくるかということを想定しながら、議会の会議の持ち方、あるいは報告会や出前議会等と組み合わせた活動の持ち方を構成するのがいいのかを考えていく必要があります。

(江藤会長)

今までの2会期の変更も含めて、踏み込んだ中身になっていると思います。

それから、検討すべき主要課題のテーマは6つありましたけれども、「議会活動、会派活動、議員活動の役割と関係の整理」については、今回の「(4)会期のさらなる見直し」と「(5)議員間討議の充実」に入れ込まれています。

この「会期の見直し」と現実がうまく合うかどうかも含めてご議論いただきたいと思います。岩名委員から何かありましたら。

(岩名委員)

議長の任期は2年制になりましたが、常任委員会の委員任期も2年制にしてはどうかと思います。そうすると、議員の専門性が高まり、組織も非常に落ち着いた形になっていくのではないのでしょうか。

それから、委員会の県外調査については、廃止を提案したいと思います。県外調査は1人でも行えますし、2人くらい行ってより専門的に深く調査をするということも必要だと思います。

(廣瀬委員)

常任委員会の委員2年制は会期の提案の中に入れていきます。県外調査については、止めるとは書いてありませんが、必要に応じて実施すると整理してあります。

(江藤会長)

それでは、「5 議員間討議の充実」について、駒林委員をお願いします。

(駒林委員)

この部分は、制度の改善的なアプローチだけではなかなか難しい、最終的には議員個人の意欲まで遡らないと解決の難しいテーマかも知れません。

ここでは制度構造的な問題に対する改善として(1)から(3)を、それ以外を(4)から(6)で整理しています。

なお、先ほど岩名委員がおっしゃった話では、もう県外調査は委員会レベルでは基本的に廃止して、その代わりに議員個人や会派の調査力を高めたほうが結局はいいのではないかという提案をしています。

- 資料7の20～23ページに基づき説明 -

(江藤会長)

岩名委員、一応ここに入っているということによろしいでしょうか。

それでは、時間も限られていますが、議員の方もからもご意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(三谷議長)

かなりドラスティックなご提案が出てきておりますので、これを議会として本当に消化しきれなのか、非常に難しいと思っています。

ただ、答申が出た後、少し整理をさせていただいて、例えば、委員会委員の任期を2年にするとかというのは比較的議員で議論すれば直にまとまっていく話と思いますが、通年制を前提とした会期の在り方ということになってきますと、相当突っ込んだ議論をしなければならぬと思いますし、小さな議会で通年制を実施しているところがありますが、あまり参考にならないと感じておりました。広域自治体議会で果たしてそこらへんまで踏み込むのは、もう少し検証が必要かと思っています。

難しい課題はたくさんありますが、しっかりと議会の中で消化していく努力をしたいと思っています。

(江藤会長)

今、議長が言われたように、地方行財政検討会議の議論というのは、恐らく小さい議会をイメージされているんですね。多様な人が入りやすいためにという目的が入って、会期制をなくして通年議会をとという文脈の中での議論が政府の方でやられていますが、三重県議会の文脈は恐らく違うと思います。

この会期の議論をする時に、戦後GHQから年12回とすることが出されたことを思い出しまして、結局、当初は6回で、その後、徐々に監視の役割が削られていきましたが、もう一度監視の役割、政策提言の役割を強めていくためにどういう会期制、あるいは会期制じゃないものを作っていくのかという視点で議論していきたいと思います。

(廣瀬委員)

確かに、例えば一事不再議とかいろんな論点が出てきますので、一定の検証をした上でないと踏み切れないのは、当然だと思います。

(江藤会長)

これだけ提案するなら、一事不再議や議長の権限をどうするかという議論を一緒にどこかでしていかないといけないと思います。

(萩野会長)

議会改革の中で2会期制の議論をさせていただいた時には、通年制について比較対照して十分な検討をしてこなかったというのは正直なところです。それで今日見ると、もう通年制どころか、4年間の通任制も考えてという提起がされていますので、これを議論したり実施することによって、飛躍的に議会文化も制度も変わらざるを得ないということを思っています。この答申を我々としてもしっかり受け止めさせていただきますが、小さな自治体と県議会の広域自治体とで少し分けて提起をしていただく方が、分かりやすいと思います。

(真弓議員)

大きな会派と2人しかいない少数会派とでは、随分違うところがあって、自分たちの少数会派から考えると、例えば2年、4年の常任委員会の任期というのは、あっちもこっち

も行きたいという中で果たしてどうなのかと。少数会派に何かメリットのある部分も必要かと思えます。

今の三重県議会では、2人の会派でも特別委員会や検討委員会などいろんな分野に入っていけますが、その方向を守れるのか、しっかり見ていきたいと思えます。

(副議長)

相川委員にご提案いただいた、「戦略的広聴」というのは、非常にいいと思えます。これを入れることによって広聴広報がフィードバックにつながっていくから、こういう点は、広聴広報会議として尊重していかなければならないし、スキルアップにもつなげていきたいと思っております。

それと、出前県議会の参加者を50人なり100人にするというのは、一つの方法だと思いますし、女性県議会に呼び掛けて発言する人たちは、5人でも3人でもいいと感じました。

(西場議員)

ミレニアムの世紀の転換の時に、我々が議会改革を求めてきたときに一番よく使った言葉は「議員の活動基盤強化」なんです。地方が権限強化される中で、議会の役割というのは大変大きくなってきますが、その責任を果たしていくために、我々の足場である活動基盤をどう強化していくんだと。

今日の議論でも、一部に議員の身分とか報酬がありますが、もっとここをやってもらわないと、とりわけ身分の問題が曖昧な中で、報酬とは一体何なのかということが議論されているものですから、足場が弱く落ち着きなくいろいろ改革のことを考えざるを得ない。

ぜひとも、地方議会の活動基盤強化をどうしていくのか、ご提案をお願いします。

(江藤会長)

議会議員の活動基盤強化は、本当に大事だと思うんですね。その条件が整っていないと、政策提言能力、監視能力を高められず、実現できないことが多々あると思えますから、それについても検討させていただきたいと思えます。

さて、やっていないところが一つあり、戻りたいのですが、「[附属機関のあり方](#)」というところでは。

附属機関については、総務省でも消極的、否定的な解釈が一般的になってきていますが、自治を担う議会の政策形成能力を高めるために、三重県議会で附属機関を設置したというのは、すごく大きな意義があると思っています。

今後この諮問会議のような附属機関を設置する時に、実際上の報酬にするか報償にするかという議論も含めて考えていかなければいけませんし、地方自治法第100条の2「専門的な知見の活用」との関係性、これも複数の委員でいいわけですから、それを実際上、合議体を作って活用させていく方法なども、今後想定できるかと思っています。

(駒林委員)

中身の話ではないのですが、結局、議会基本条例そのものを見直しすべき部分が大いぶ入っていますので、見直しの方向をどこかに入れていただければということをご提案します。

(江藤会長)

その視点も入れたいと思います。

それから、この議会改革が住民の福祉、県民の福祉にどうつながったか、ここが大事だと思うんですね。京丹後市議会では、12月議会で議会改革検討会議が立ちあがっているはずなんですが、議会改革の検証とともに、それが住民の福祉にどうつながっているか、第二次の議会改革に踏み切ろうとしている議会も登場していますので、今後ぜひ検証していただきたいということをご付け加えたいと思います。

さて、審議事項については以上ですが、今後の整理に向けては、委員間でメール等を通じて意見を集約し、最終的には会長である私にご一任いただけるでしょうか。

なお、最終答申の提出は、1月24日の月曜日、午後1時頃を予定しています。